

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスの基本は法に則った透明な会社運営を行うことによって、経営方針を着実に具現化し、ステークホルダーの利害を調整しつつ、株主利益の最大化と会社の安定した持続性を図ることと考えております。当社はコンプライアンスを強く意識し、企業規模に応じた組織を構築することで、迅速かつ適切な経営判断をくだしております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

補充原則 1 - 2

当社では、現在、法定期日に招集通知を発送しておりますが、株主が総会議案の十分な検討期間を確保できるよう、今後、早期発送に努めてまいります。あわせて電子的な公表についても招集通知発送前に実施できるよう努めてまいります。

補充原則 1 - 2

当社は、議決権の電子行使や招集通知の英訳については今のところ予定しておりません。今後、海外投資家等の比率や株主構成の変化等を考慮し、必要に応じて検討してまいります。

補充原則 2 - 4

当社は、中核人材の多様性の確保が中長期的な企業価値の向上および持続的成長に資するとの考えのもと、女性、外国人、中途採用者等の管理職登用をすでに実施しており、今後さらなる質的、量的な充実に努めてまいります。

原則 3 - 1

()当社の社外取締役、社外監査役の選任理由については、株主総会招集通知にて開示しております。その他の取締役・監査役については、株主総会招集通知に経歴の記載をしておりますが、選任理由等の詳細な開示については、今後検討してまいります。

補充原則 3 - 1

当社は、自社WEBサイトにCSR(企業の社会的責任)のページを設け、その中で、自社製品の製造、販売を通じ、社会に役立つ数多くの環境にやさしい機能製品を供給する一方、化学物質の排出、エネルギー消費などの環境負荷の削減に向けた企業活動を推進することを基本理念とした環境への取り組みについて掲載しております。人的資本や知的財産への投資等につきましては、今後、経営戦略、経営課題との整合性を意識した開示について検討してまいります。

補充原則 4 - 1

業界を取り巻く環境、景気見通しが不明瞭である中、当社ではより機動的な経営判断ができるように、中期経営計画の策定は行っておりませんが、単年度の目標設定に対し、経営会議や取締役会をはじめとする重要な会議の場で、活発な議論がされております。実際の進捗と目標との乖離があった場合、必要に応じて適切な開示を行っております。

補充原則 4 - 1

当社では、最高経営責任者の後継者計画について、現時点では定めておりませんが、今後の経営環境、事業展開等の状況に応じて、取締役会で議論してまいります。

補充原則 4 - 2

当社では、各取締役の報酬につき、それぞれの役位、職責、在任年数に応じて、他社水準、当社業績、従業員給与の水準等を考慮しながら決定しております。業績連動報酬や自社株報酬につきましては、今後必要に応じて検討してまいります。

補充原則 4 - 2

当社では、自社のサステナビリティをめぐる取り組みについての基本的方針は策定しておりませんが、有価証券報告書に記載の「対処すべき課題」への取り組みが経営資源の配分や事業ポートフォリオに関する戦略の実行に資すると考えており、ひいては当社の持続的な成長および企業価値の向上に繋がると考えております。

補充原則 4 - 10

当社の社外取締役は、経営会議や取締役会の場において、重要な意思決定に参加し、独立した立場で経営の監督を行っております。また、取締役の報酬等の決定にあたっては、客観性、公正性、透明性が確保された状態で行使されていることを取締役会にて確認しております。以上の理由から、独立社外取締役の役割・責務、その有効な活用は、現状の体制で十分に機能していると考えております。ただし、さらなる企業統治の質の向上、経営の透明性向上を図るため、機関設計の在り方に関しては継続検討してまいります。

原則 4 - 11

当社では、取締役会および監査役会を、様々な経験や専門知識を有する多様な人材で構成するよう努めております。さらなる多様性の確保については、今後議論を深めてまいります。

補充原則 4 - 11

当社は、取締役を選任するにあたり、経営戦略、研究、生産、販売、海外事業、法務、財務等の各分野において十分な知識と経験を有している人材を登用しております。また社外取締役については、企業経営またはこれに類する分野において十分な知識、経験を有した人物を選定しております。なお、スキル・マトリックスの開示等につきましては、今後検討してまいります。

補充原則 4 - 11

当社の取締役会は、経験豊富な社外取締役、社外監査役を含めたメンバーで構成されており、会議では部門毎の課題や進むべき方向性等について活発な議論がなされていることから実効性は確保されていると判断しております。定型的な分析の手法や、具体的な評価については今後、検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

原則 1 - 4

当社は、取引先との関係維持・強化等、事業活動上の必要性を勘案し、今後の当社の発展に有効と認められる場合に限り、取引先企業等の株式を保有することにしております。なお当社は、毎年、取締役会等において、個別銘柄毎に財政状態、経営成績の状況、含み損益、当社との取引高の推移、配当金受領額等を検証することにより、総合的に保有の適否を確認し、株式数の見直しを行っております。また、議決権行使につきましては、保有先企業との関係維持・強化等の目的に資するかどうか、保有先企業および当社の企業価値の向上に資するかどうかを判断した上で、行っております。

原則 1 - 7

当社は、関連当事者間の取引を行う場合には、法令及び社内規程に則り、必要に応じて取締役会の承認を得ることとしており、承認後に行われた取引内容につきましても、取締役会で報告することにしております。また関連当事者間の取引については、決算期ごとに、関連当事者間取引に関する確認書面の提出を求め、会社の利益を害する取引がないことを確認しております。

原則 2 - 6

当社は、規約型の確定給付年金制度を導入しております。企業年金の担当者は専門的知識の教育を受けており、委託先である運用機関の運用状況等について、そうした担当者が適切にモニタリングしております。また、企業年金の受益者と会社との間に生じ得る利益相反が適切に管理されるよう、従業員の代表と協議できる体制を整えております。

原則 3 - 1

() 当社は、創業以来の社是である「顧客には良品廉価で満足を」、「従業員には生活の向上で幸福を」、「進歩こそすべての原動力」を経営の基本的な考え方としております。これらを実現していくことで新たな企業価値を創出してまいります。また、当社の経営指標、経営戦略等につきましては有価証券報告書にて開示しております。

() コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方については、上記「1. 基本的な考え方」に記載のとおりです。

() 当社の取締役の報酬等については、総額の限度額を株主総会の決議により決定したうえで、代表取締役が取締役会からの委任を受けて、限度額の範囲内において、その役割と責務に相応しい水準となるように個別の報酬額を決定しております。監査役の報酬につきましては、総額の限度額を株主総会の決議により決定したうえで、限度額の範囲内において、常勤、非常勤の別、業務分担の状況を考慮して、監査役会の協議により決定しております。

() 当社の経営陣幹部や取締役の選任・指名につきましては、本人の専門知識や能力、経験、倫理観をもとに当社の企業価値向上に貢献できると思われる人材について、取締役会で決定しております。監査役につきましては、取締役の職務執行の監査ができる人材であることを前提に、豊富な専門知識や見識、経験を有している方を候補者としております。解任にあたっては、業務遂行に支障が認められる場合、または法令違反や定款違反、その他不正があった場合、取締役会で協議を行うこととしております。

補充原則 4 - 1

当社では、法令上の取締役会決議事項のほか、取締役会規程にて決議事項を定めております。また稟議規程、職務権限規程等にて、経営陣に対する委任の範囲を定めております。

原則 4 - 9

当社は、東京証券取引所が定める独立役員の基本基準をもとに、当社の企業価値向上に貢献できる人材を、独立社外取締役の候補者として選定しております。

補充原則 4 - 11

当社の取締役および監査役に他社の兼任がある場合、その数が合理的な範囲に留まっており、当社体制に影響がないことを確認しております。

補充原則 4 - 14

当社では取締役、監査役としてその職務を遂行するに足る人材を登用しているため、特段トレーニングの方針は定めておりませんが、社内登用の取締役については、就任時において社外セミナー等の講義を受講しております。

原則 5 - 1

当社ではIR担当部署を管理部、IR担当役員を管理本部担当役員としております。株主から対話の申し出があった際は、前向きに検討を行い、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう適切に対応してまいります。株主との対話等の内容は必要に応じて取締役会において報告しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
--------	----------	-------

松本油脂製菓株式会社	1,276,779	28.29
松本興産株式会社	687,756	15.24
松栄産業株式会社	320,569	7.10
THE HONGKONG AND SHANGHAI BANKING CORPORATION LTD - SINGAPORE BRANCH PRIVATE BANKING DIVISION CLIENT A/C 8221-563114	263,788	5.85
有限会社木村	207,900	4.61
株式会社三菱UFJ銀行	135,480	3.00
木村 直樹	133,247	2.95
鱈洲 みよ子	123,438	2.74
松本 新太郎	123,290	2.73
木村 芳樹	93,328	2.07

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3月
業種	化学
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15名
定款上の取締役の任期	1年

取締役会の議長	社長
取締役の人数	7名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	
柳田 登	他の会社の出身者												
辻 卓史	他の会社の出身者												

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、**「過去」に該当している場合は「 」、**

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、**「過去」に該当している場合は「 」、**

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
柳田 登		柳田登氏は、2012年まで当社の取引先である株式会社クラレの業務執行者でありましたが、その取引額は僅少であり、社外取締役としての独立性に影響を与えるものではありません。	国内外において化学品事業の企業経営に長年携わってこられており、その幅広い知識と経験を当社経営の監督に活かしていただくことで、取締役会のさらなる機能強化を図ることを期待し、社外取締役として選任しております。また、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされる事項に該当しておらず、独立性を有しています。
辻 卓史		辻卓史氏は、鴻池運輸株式会社の取締役会長を務められておりましたが、2021年6月24日をもって退任されました。当社は、同社に貨物輸送等の業務を一部委託しておりますが、その取引額は僅少であり、社外取締役としての独立性に影響を与えるものではありません。	長年にわたり会社代表者として経営に携わってこられた実績を有しており、その幅広い知識と経験を当社経営の監督に活かしていただくことで、取締役会のさらなる機能強化を図ることを期待し、社外取締役として選任しております。また、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされる事項に該当しておらず、独立性を有しています。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

なし

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員の員数	員数の上限を定めていない
監査役員の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役、会計監査人、内部監査部門は必要に応じて監査計画及び監査結果について意見交換を行っており、監査体制の充実に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()													
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m	
叶 智加羅	弁護士														
西本 清一	学者														

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
叶 智加羅		叶智加羅氏が代表を務める叶法律事務所と当社との間には法律顧問契約がありますが、その報酬額は僅少であり、社外監査役としての独立性に影響を与えるものではありません。	弁護士を現任されており、法曹としての知識と経験を、当社経営の監査に反映していただくと判断したため、社外監査役として選任しております。
西本 清一			化学分野における高度な知識と研究・教育に加え、大学運営に長年携わってこられたその経験を活かし、客観的かつ中立的な立場から、職務を遂行していただくと判断したため、社外監査役として選任しております。また、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされる事項に該当しておらず、独立性を有しています。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3名
---------	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

通常の役員報酬の増減をもって、各人の業績に報いております。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

取締役に支払った報酬 8名 164百万円
監査役に支払った報酬 4名 33百万円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を取締役会にて決議しております。取締役の報酬の決定に際しては、企業価値の持続的な向上を図るため、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には、業務執行取締役及び監督機能を担う社外取締役の報酬は、いずれも基本報酬のみであり、月額支給の固定報酬制としております。その額につきましては、役位、職責、在任年数に応じて、他社水準、当社の業績、従業員給与の水準等を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとしております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外監査役を含めた監査役の職務を補助する組織を管理部としております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

取締役会は、7名(うち社外取締役2名)で構成され、月1回の定例取締役会の開催と、必要に応じて臨時取締役会を随時開催し、機動的に意思決定を行っております。また取締役、監査役および部長以上の役職者が原則週1回、全体会議を開催し、経営方針に則った業務執行状況およびコンプライアンスの確認を行っております。なお当社では、急激に変化する経営環境に対応するため、取締役の任期を1年としております。

監査役会は、3名(うち常勤監査役1名)で構成されており、各々常時取締役会に出席するほか、常勤監査役はその他の重要会議にも出席して業務の執行状況を常に監視できる体制をとっております。なお、監査役3名のうち、2名が社外監査役となっております。

内部監査実施のため、監査室(1名)を設けております。なお、監査事項ごとに各々適任者からなるチームを編成し、監査室を補佐しております。また、監査役会と会計監査人は必要に応じて監査計画及び監査結果について意見交換を行っており、監査体制の充実に努めております。

上記の通り、現状の体制をもって、経営監視機能は十分に確保されているものと考えております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社では、各分野の専門知識と管理能力に優れている取締役を選任しており、現体制の取締役会にて十分に事業活動の意志決定機関としての機能を果たしていると考えております。

なお、社外取締役2名、社外監査役2名を選任しており、客観的かつ中立的な立場からの経営監視体制も整えております。また内部統制システム及びリスク管理体制の整備に万全を期しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	招集通知、事業報告書、中間事業報告書をはじめ、各種プレスリリースを自社ホームページに掲載しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

実施していません。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

内部統制システム構築の基本方針

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、当社の業務の適性を確保するための内部統制システム構築の基本方針を下記のとおり決定する。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役及び使用人が、法令、定款、社内規程及び社会規範を遵守すべき基本として「松本油脂製薬グループ企業行動規範」を制定し、コンプライアンスを徹底する体制を構築する。コンプライアンス担当取締役は、全社横断的なコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握・改善に努める。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、法令及び「文書管理規程」に従い、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理を行い、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループのリスク管理については「リスク管理規程」に基づき、松本油脂製薬グループの横断的なリスクマネジメント体制の整備、問題点の把握及び危機発生時の対応を行う。

当社グループ全体の組織横断的リスクへの対応は、当社代表取締役社長を本部長として対策本部を設置し、管理部を事務局として迅速な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限にとどめる。各部門所管業務に付随するリスクは担当部門がこれにあたり、その状況はすべて取締役会・監査役会及び管理部に報告される。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行については、「組織・業務分掌規程」及び「職務権限規程」に基づいて、月一回開催される取締役会において決定する。また、必要に応じて臨時取締役会及び代表取締役との打合わせ、並びに取締役を横断する連絡会議において審議し、意志決定のプロセスの効率化・迅速化を図るとともに、定期的な運用状況を検証する体制をとる。

5. 当会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社グループの業務の適正については、法令・会計原則・税法その他の社会規範に照らし適正なものとし、子会社を担当する取締役は、子会社の法令の遵守並びにリスク管理体制を構築する責任を持つ。子会社は、業務推進状況及び地域社会の様相について随時子会社を担当する取締役に報告し、意思の疎通を図る。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

補助する使用人は置かないが、監査役を補助する組織として、管理部がこれを担当する。
なお、補助業務に関しては取締役からの独立性を確保する。

7. 取締役及び使用人が監査役会に報告するための体制その他の監査役会への報告に関する体制

当社グループの取締役及び使用人は当社グループの目的の範囲外の行為その他法令もしくは定款に違反する行為、または著しい損害の生じるおそれのある事実を発見した時は、直ちに監査役会に報告する。

なお、使用人によっては取締役を経由して報告するものとする。

監査役への報告を行った取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として、不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知する。監査役がその職務の執行について、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求を行った時は、速やかに当該費用又は債務を処理する。

8. その他監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会及び経営会議等重要な会議に出席するとともに、稟議書等業務執行に係る重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めることができる。

監査役会による取締役及び使用人から情報収集の機会及び監査法人との情報交換の機会を確保する。以上

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、市民社会の秩序や健全な事業活動に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を持たず、不当要求行為に対しては、組織全体として毅然とした姿勢で対応します。

そのため、反社会的勢力からの不当要求に備え、平素より警察や弁護士、外部関係機関との連携強化を図っております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

あり

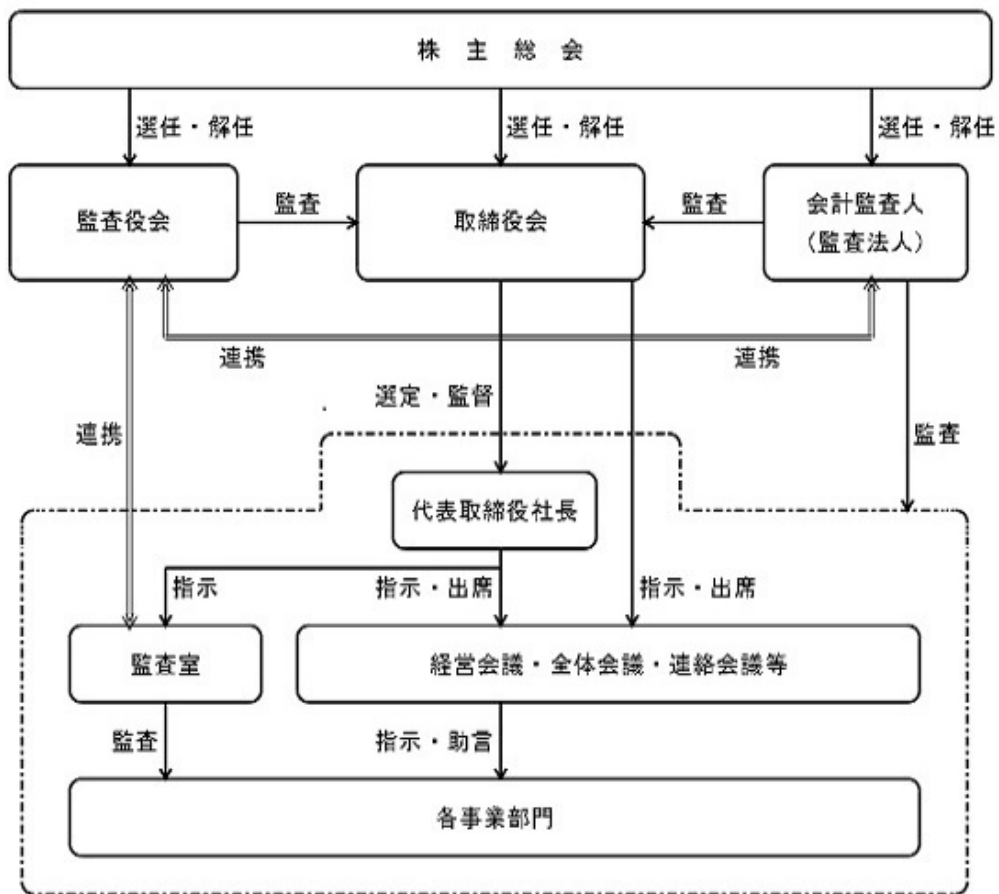
該当項目に関する補足説明

当社は、2020年5月15日開催の当社取締役会において、当社株券等の大量買付行為への対応策(買収防衛策)(以下「本プラン」といいます。)を継続することを決議し、2020年6月26日開催の第82回定時株主総会において、承認可決されました。

なお、本プランは、2017年6月29日開催の当社第79回定時株主総会において株主の皆様のご承認に基づいて継続導入いたしました「当社株券等の大量買付行為への対応策(買収防衛策)」の内容を一部変更しております。

本プランの詳細につきましては、2020年5月15日付け当社プレスリリース「当社株券等の大量買付行為への対応策(買収防衛策)の継続に関するお知らせ」をご覧ください。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項



適時開示体制の概要(模式図)

